

○国立大学法人浜松医科大学物品供給契約等細則

(平成27年7月21日細則第20号)

改正 平成28年4月22日細則第22号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人浜松医科大学において発注する物品供給契約等について、国立大学法人浜松医科大学会計規則(平成16年規則第15号)及び国立大学法人浜松医科大学契約事務規程(平成16年規程第46号)その他の規程によるほか、この細則の定めるところによる。

(契約基準)

第2条 理事(財務担当)は、次に掲げる契約を結ぶ場合は、それぞれの契約基準を内容とする契約を結ばなければならない。ただし、その一部についてこれにより難い特別の事情がある場合は、当該部分を除外することができる。

(1) 物品の供給に関する契約を結ぶ場合は、別記第1号の物品供給契約基準

(2) 役務提供に関する請負契約を結ぶ場合は、別記第2号の役務提供請負契約基準

(3) 製造に関する請負契約を結ぶ場合は、別記第3号の製造請負契約基準

2 理事(財務担当)は、特別の事情がある場合には、前項に定めるもののほか、必要な事項について契約を結ぶことができる。

(署名)

第3条 この基準により記名して印を押す必要がある場合においては、外国人にあっては、署名をもってこれに代えることができる。

(準用)

第4条 本法人における契約の約定事項については、この細則に定めるもののほか、文部科学省発注工事請負等契約規則(平成13年文部科学省訓令第22号)を準用するものとする。

(補則)

第5条 この細則に定めのない事項は、必要に応じて、学長が別に定める。

附 則

1 この細則は、平成27年7月21日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

2 国立大学法人浜松医科大学物品供給契約等基準(平成19年2月16日)は、廃止する。

附 則(平成28年4月22日細則第22号)

この細則は、平成28年4月22日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

別記第1号(第2条第1項第1号関係)

物品供給契約基準

[別紙参照]

別記第2号(第2条第1項第2号関係)

役務提供請負契約基準

[別紙参照]

別記第3号(第2条第1項第3号関係)

製造請負契約基準

[別紙参照]